

農地整備課

公告

県営小野沢地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年1月29日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営小野沢地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年1月30日から令和6年2月28日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡朝日村役場（建設環境課）

農地整備課

正 誤

令和5年11月9日付け公告「開発行為に関する工事の完了」中

ページ 行（箇所）

誤

正

7 下から10

字上川原

大字吉田字上川原

都市・まちづくり課